六　削除

七　［略］

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　［略］

六　削除

七　［略］

八　遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十　［略］

六　第四条第二項第六号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面

七　［略］

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置

十　［略］

六　不発弾等解撤工室の床面の維持管理状況を、目視により検査する。

七　［略］

八　解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十　［略］

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十一　第四条第二項第十一号の不発弾等廃薬処理場

［新設］

十一　不発弾等廃薬処理場の維持管理状況を、目視により検査する。

［新設］